

豊能町人権行政基本方針

2006（平成18）年3月

豊 能 町

はじめに

人権は、人間が生まれながらにして持つ当然の権利です。

21世紀は「人権の世紀」といわれています。しかし、今なお、同和問題や女性、障害者、外国人、高齢者、子どもなどへの人権課題が存在し、さらに、社会情勢の進展により新たな人権侵害が発生しています。

本町では、1997（平成9）年にすべての町民の人権が尊重され、差別のないまちづくりの実現に向け「豊能町人権尊重のまちづくり条例」を制定いたしました。この条例に基づく、「豊能町における今後の人権行政のあり方について」の答申を、2006（平成18）年1月に豊能町人権問題審議会よりいただきました。

この度、本町では、この答申に基づき、豊能町人権基本方針を策定いたしました。今後とも、この基本方針の理念である「すべての町民の基本的な人権が尊重される差別のない明るく住みよいまちの実現」に向け、更なる人権課題の解決のための取り組みを推進してまいります。

2006（平成18）年3月

豊能町長 日下 纓子

目 次

背 景

(1) 国際的な動向	・・・	1
(2) 国内の動向	・・・	2
(3) 豊能町の取り組み	・・・	3

基本的な考え方

(1) 理 念	・・・	5
(2) 方向性	・・・	6
人権意識の高揚を図る施策	・・・	6
視点・施策		
人権擁護に資する施策	・・・	8
視点・施策		

取り組むべき主要課題

(1) 女性	・・・	1 0
(2) 子ども	・・・	1 1
(3) 高齢者	・・・	1 2
(4) 障害者	・・・	1 2
(5) 同和問題	・・・	1 3
(6) 外国人	・・・	1 4
(7) さまざまな人権課題	・・・	1 5

推進にあたって

(1) 庁内の推進体制	・・・	1 6
(2) 職員の人権意識の向上	・・・	1 6
(3) 町民・関係団体等との協働関係の構築	・・・	1 6

資料 豊能町人権尊重のまちづくり条例	・・・	1 8
--------------------	-----	-----

背 景

(1) 国際的な動向

世界各地で数千万の人々が犠牲になった第2次世界大戦の反省から、国連では、1948(昭和23)年12月10日、第3回総会において「世界人権宣言」を採択しました。この宣言は、人権及び自由を確保するために、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準を定めたものです。その第1条に「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」と規定されています。

その後、国連は、世界人権宣言の理念を踏まえ、より具体化し、各国に実施を義務づけるため、「国際人権規約」(「社会権規約」「自由権規約」1966(41)年)をはじめ「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際規約」(「人種差別撤廃条約」1965(40)年)「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(「女性差別撤廃条約」1979(54)年)「児童の権利に関する条約」(「子どもの権利条約」1989(元)年)などを採択しました。また、「国際人権年」(1968(43)年)「国際婦人年」(1975(50)年)「国際児童年」(1979(54)年)「国際障害者年」(1981(56)年)「国際識字年」(1990(2)年)「世界の先住民の国際年」(1993(5)年)「国際高齢者年」(1999(11)年)などの国際年を定めています。これらを受けて各国では、重要な人権課題についての政策に盛り込む等の取り組みが図られています。

さらに、1994(平成6)年の国連総会では、「人権教育のための国連10年」が決議され、1995(平成7)年から2004(平成16)年までをその期間と定め、各国、各自治体で「行動計画」が策定されることとなりました。これは、1993(平成5)年の「世界人権会議」で、全ての人権が普遍的であり、

人権及び基本的自由の尊重を強化するための教育を行うことは各国の義務であることを確認し、人権に関する教育等の重要性が強調されたことによるものです。その後、この取り組みの強化、継続として2005(平成17)年1月からは「人権教育のための世界プログラム」が開始されています。また、同じ時期に「国連持続可能な開発のための教育(ESD)の10年」もスタートしています。

「人権の世紀」とも言われている21世紀を迎えて、人権の尊重は、大きな国際的潮流となっています。しかし、国連、各国の取り組みにもかかわらず、今もなお、世界各地では民族紛争、貧困、難民、人種差別などの人権侵害が多発しています。

(2) 国内の動向

国では、1947(昭和22)年に「主権在民」「基本的人権の尊重」「平和主義」を三原則とする日本国憲法が施行されました。国連には、1956(昭和31)年に加入し、「国際人権規約」(「社会権規約」「自由権規約」)をはじめ「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際規約」(「人種差別撤廃条約」)や「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(「女性差別撤廃条約」)などを批准し、1997(平成9)年に「人権教育のための国連10年」の決議を受けた「国内行動計画」を策定するなど人権に関する諸施策の推進が図られてきました。

一方、法律的な面では、1996(平成8)年に制定された「人権擁護施策推進法」の中で、「人権教育及び啓発に関する施策」と「人権侵害被害者の救済に関する施策」の2点の推進を国の責務と決めました。同法に基づき、これらの施策を具体的に検討するための審議会「人権擁護推進審議会」が設置され、199

9（平成11）年に「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」が答申されました。その趣旨を踏まえ、2000（平成12）年に、国や地方公共団体などの人権教育及び啓発に関する「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、この法律に基づき、2002（平成14）年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する基本計画」を策定しています。

人権擁護推進審議会はその他に、2001（平成13）年に「人権救済制度のあり方について」を答申し、その中で、中立、公正さが制度的に担保された組織として、政府から独立性を有する人権委員会の設置などを指摘しており、人権侵害救済法など新たな法的整備が課題となっています。

大阪府においては、1997（平成9）年に国に先駆けて「人権教育のための国連10年大阪府行動計画」を策定するとともに、2001（平成13）年には、中間年としてその見直しを行い「後期行動計画」を策定するなど、人権教育の推進に努めています。また、1998（平成10）年には「大阪府人権尊重の社会づくり条例」を制定するとともに、その条例に基づき「大阪府人権施策推進基本方針」を策定し、人権尊重の基本理念を基礎に据えた様々な施策を展開しています。

（3）豊能町の取り組み

豊能町においては、1997（平成9）年12月に「豊能町人権尊重のまちづくり条例」を制定しました。この条例は、日本国憲法及び世界人権宣言を基本理念として、部落差別や女性、障害者、在日外国人、高齢者、子どもなど、あらゆる

る差別をなくし人権意識の高揚を図り、すべての町民の基本的な人権が尊重される差別のない明るく住みよいまちの実現に寄与することを目的とし、町の責務、町民の責務を規定しています。

1998(平成10)年3月には「人権教育のための国連10年豊能町行動計画」を策定しました。本計画は、1997(平成9)年6月に庁内において、「人権教育のための国連10年推進本部」の中の推進委員会部会ごとに具体的な問題について調査、研究を行った結果等を踏まえ策定したものです。

現在の町の組織として、2004(平成16)年7月の機構改革により、人権担当部局をそれまでの町長公室人権推進課から、効果的な人権施策の推進のため、町民等と関わる自治推進業務等と併せて行う総務部自治人権課に改組し、差別のない明るく住みよいまちの実現に向け、諸施策を展開しています。

しかしながら、2000(平成12)年に実施した「同和問題の解決に向けた実態等調査」によると、地区定住意向で、「できれば区域外に引っ越したい」と回答した人で、38.1%(16人)の人の理由が「差別を受けるかもしれないから」としています。また、2004(平成16)年1月に実施した「男女共同参画社会に関するアンケート」では、「家事・育児は女性がすべきである」など「男性は仕事、女性は家庭」といった性別役割分業の意識が男性に強い傾向が見られます。

これらの結果は、差別や偏見の意識等、人権問題は今なお存在しており、まだ人権への認識が十分とはいえない状況を表しています。

今後も、条例等の理念を基に、人権尊重の姿勢を明らかにし、効果的な人権課題の解決の取り組みや人権施策の推進を図ります。

基本的な考え方

(1) 理 念

日本国憲法は、第11条で「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」とし「基本的人権の享有と性質」を、第13条で「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」とし、「個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利の尊重」をうたっています。また、第14条第1項で「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」として「法の下での平等」を定めています。

また、世界人権宣言は「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについては平等である。」としています。

人権とは、人が生まれながらにして当然持っている権利のことを指し、また、人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利です。

すべての人は人間として同じ人権を有しており、個性や価値観等の違いを認め合うことが必要です。当然、自分の権利だけでなく、他人の権利についても理解すること、また、権利の行使に伴う責任を自覚し、人権を互いに尊重し合うことが大切です。

この人権の概念を基にし、豊能町人権尊重のまちづくり条例の目的である「すべての町民の基本的人権が尊重される差別のない明るく住みよいまちの実現」をこの基本方針の理念とします。

(2) 方向性

この基本方針の理念である「すべての町民の基本的人権が尊重される差別のない明るく住みよいまちの実現」に向け、豊能町人権尊重のまちづくり条例に示されている次の2つの方向で施策を推進していきます。

人権意識の高揚を図る施策

視 点

「自分とは違うから」とか、偏見や誤った認識から差別は生まれます。その差別事由としては、国籍や出生地、年齢、性別、生き方、考えや体の特徴などがあります。

地球には約65億人の人々が住んでおり、生まれながらにしてそれぞれの個性を持っています。当然、だれ一人として同じ人はいないのです。

一人ひとりの違いを個性や多様性として認め合い、偏見や誤った認識を持つのではなく、正しい知識として理解し、互いを尊重する人権の意識が大切です。

この意識は、私たちが社会生活を送るうえで、身につけておくべき基本的な社会ルールとして理解する必要があります。

人権意識の高揚を図るためには、一人ひとりの心のあり方に関わるため、自主的、自発的な取り組みとして促すことが基本となります。

施 策

・人権学習の推進

町民の自主性を尊重しながら、一人ひとりが人権の意義や価値についての理解を深め、すべての人の人権を尊重する意識や態度、行動を身につけるために、地域、学校、家庭、職場における人権学習の推進が大切になります。それには、必

要に応じた知識や技能を身に付けることが大切です。そのためには、教材、手法、リーダー、活動事例といった情報を収集し、適切な提供に努めます。

一方で、すべての人が個性や能力を活かして自己実現を図ることのできる社会の構築を目指し、人権侵害を受け、あるいは受ける可能性のある人が持つ社会などに対する抑圧、いわゆる心のバリア（壁、障壁）から解放し、当事者に内在する抑圧を取り除いて行く、エンパワメント^(注1)の支援などを推進します。このように権利保障の視点に立って、当事者自身が実際に起る差別や人権侵害に対し、自発的に状況を変えていく行動に結びつく教育の推進を図っていきます。

（注1）「エンパワメント」(Empowerment)

差別など社会的抑圧等により弱者の立場に立たされてきた個々人が、その内在する能力、行動力、自己決定力を取り戻すこと。

・交流等の環境整備

さまざまな人権の課題を知り、理解するということからさらに進んで、当事者にかかわることにより、偏見をなくし理解するという意識を持つため、立場の違う人たちとの交流、あるいは、人権に関連するさまざまな分野で活動する団体相互の交流やネットワークなどが可能になる環境の整備に努めます。

・人権リーダーの育成

豊能町人権まちづくり協会などの町の人権関係団体ともより一層の連携を構築し、身近な地域の人権問題に関わるリーダーの育成も検討していきます。

人権擁護に資する施策

視 点

21世紀を迎えた現在でも世界各国、国内で、また身近なところで、人権侵害は起きています。すべての人が互いを理解し、偏見や誤った認識のない、基本的な人権が尊重され、差別のないまちとなることは、大変困難な状態であると言えます。

現に、人権の侵害を受け、また、受ける恐れのある人々が、解決のための方策を身近に相談できる場、また迅速に適切な保護や救済を受けられることができる仕組みが必要です。

さらには、本人が主体的な判断に基づいて課題の解決ができる支援がなされ、人権侵害そのものを予防するための取り組みを図る必要があります。

施 策

- ・人権にかかわる相談窓口等の整備、充実

町では人権擁護委員の人権相談を行っているほか、大阪府の補助事業として実施している人権相談事業については、現在、町立ふれあい文化センターで実施しています。複雑化する人権課題解決のためには、この人権相談事業を町内の他の施設等でも行うことにより、身近で、迅速に相談できるよう幅広い窓口の整備を行い、さらには相談員の資質の向上に努めます。

- ・人権救済・保護、人権侵害の予防等のネットワークの確立、充実

相談窓口から個別の施策や人権救済の機関へつなぐことは、人権救済・保護の視点においては大切です。町で実施している人権相談事業は福祉、保健、労働等の関係機関とネットワークを図り、もっとも適切な支援方策として、効果的な相

談事業を推進しています。

今後、このネットワークを一層、効果的に活用するとともに、新たな人権課題に対し、人権救済・保護や人権侵害の予防等に向け、さらなる各関係機関とのネットワーク等の構築を図り、また、人権関係団体が実施する人権侵害にかかる支援や救済、予防のための活動についても、町として積極的な育成、支援を行い、連携を図っていきます。

取り組むべき主要課題

(1) 女性

国において「男女雇用機会均等法」や、「男女共同参画基本法」の基でも、女性の社会進出や、責任ある地位を男性と分け合うことが大変難しい現状です。働く女性の半数以上が、パート、派遣、アルバイトなど、低賃金で、働く期間が限定された不安定な身分におかれるようになりました。

また、ドメスティック・バイオレンス^(注2)やセクシュアル・ハラスメント^(注3)など女性に対するこれらの行為は、犯罪となるものをも含む重大な人権侵害ですが、十分排除できない状態です。2005(平成17)年12月には、国の「男女共同参画計画」が改訂され、更なる取り組みが図られます。

町では、2004(平成16)年1月に男女共同参画社会に向けた住民意識調査を実施し、その報告書(同年3月)を発行しました。その結果、男性は「男女平等」と思っているが、女性は「男性が優遇されている」と思う傾向があるように、男女の意識の差が明らかになりました。そして、この意識調査の結果も参考にして1998(平成10)年3月に策定しました「とよの女性プラン」の見直しを行い、新たに「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を加えた「豊能町男女共同参画プラン」を2005(平成17)年3月に策定しました。今後は、同プランなどを基に男女共同参画社会の実現のため、課題解決に向けた事業を推進していきます。

(注2)「ドメスティック・バイオレンス」(Domestic Violence)

夫やパートナー等、親密な関係にある者からの暴力をいう。身体的な暴力だけでなく、精神的、性的暴力なども含まれる。

(注3)「セクシュアル・ハラスメント」(Sexual Harassment)

性別役割分担や女性を対等なパートナーとしてみない、男性の意識などを背景にして行われる性的いやがらせのこと。職場では、相手の意に反した性的な性質の言動を行い、それに対する対応によって仕事を遂行するうえで、一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させることをいう。

(2) 子ども

次世代を担う子どもは、社会の宝であり、大人が成長を支えなければなりません。しかし、我が国において、子どもを取り巻く社会状況はますます厳しいものになっています。犯罪による被害を受ける子どもの数の増加、児童虐待、いじめ、不登校、引きこもり、児童買春、一方で、子どもが加害者となってしまうケースなどさまざまな要因が引き金となっており、子どもの人権をめぐる深刻な問題が生じています。また、急速な少子化が進展している状況にあり、国の予想より2年早く、2005(平成17)年中に人口の自然減がはじまりました。子どもを産み育てていくための環境の整備と子育て支援策がますます重要になってきました。

町においても少子化傾向にあります。本町の出生率(人口千対)は1999(平成11)年から2003(平成15)年の平均を大阪府全体と比較しますと、豊能町4.5、大阪府9.9で約半分程度の低い傾向です。

この現状を踏まえ、町では、子どもが元気に育ち、安心して子育てができるまちづくりを目指して、「とよの すくすく子どもプラン - 豊能町次世代育成支援行動計画 - 」を2005(平成17)年3月に策定しました。この計画では、「子どもが輝くまち とよの」を基本理念に、子どもと子育て家庭への支援を地域全体で推進していくための施策を展開しています。また、安全への取り組みでは、

毎月第3水曜日を「子ども見守りデー」として、町の関係部局及び各種団体が一体となり、小学生の下校時に見守りをしています。

これからも、安心して子育てができるまち、また、子どもが元気に安心して暮らせるまちを目指した事業を実施していきます。

(3) 高齢者

日本は急速な高齢化が進んでおり、21世紀半ばには、65歳以上の高齢者は、3人に1人の割合と言われていています。高齢者世帯の状況は多様化し、核家族化等によるひとり世帯、夫婦世帯等の増加、その中には、介護の必要な高齢者も含まれます。高齢者に対する虐待や財産権を侵害するなどの問題が生じています。

町の65歳以上の人口は2006(平成18)年2月末現在で、4,873人で、総人口の19.43%を占めており、増加の傾向にあります。計画等については、1999(平成11)年度に介護保険法の施行を見据えた「豊能町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」(第1期)を策定し、その後、2003(平成15)年度に同計画(第2期)の見直しを実施しています。この計画を基に、介護予防、各種保健サービス、生きがい対策、福祉のまちづくりなどを実施してきました。今後は、高齢者の権利侵害に対する救済の方策など新たな課題が急務となっており、第3期の計画の見直しを実施し、高齢者に対する施策の総合的な推進を図ります。

(4) 障害者

国において、障害者に対する偏見や認識不足のため、差別事象は依然として多く発生しています。社会で生活する上においても、物理的、制度的、心理的など様々な障壁、虐待や財産権を侵害、また、就労における差別などの問題が生じています。

町では、2000（平成12）年度に「豊能町障害者計画」を策定しました。この計画は、1999（平成11）年2月に実施した「障害者実態調査」や役場庁内や障害者関係団体へのヒアリング調査から障害者や介護者の生活実態と福祉施策に対するニーズを把握し、結果を踏まえたものになっています。内容は、「ノーマライゼーション」^{（注4）}と「リハビリテーション」^{（注5）}の理念のもと、障害者へのやさしいまちづくりは、引いては、すべての町民が住みやすいまちにつながることへの認識を持ち、人間としての尊厳を全うし、障害者の「完全参加と平等」を目指すことを基本認識として施策の推進を図ることとしているものです。

今後も国や府の動向、障害者や介護者のニーズを把握しつつ、地域における障害者の「完全参加と平等」の社会の実現を目指し、安心して暮らせるまちづくりに取り組んでいきます。

（注4）「ノーマライゼーション」(Normalization)

障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるという考え。

（注5）「リハビリテーション」(Rehabilitation)

障害者の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的訓練プログラムにとどまらず、障害者の全ての発達段階（ライフステージ）において全人間的復権に寄与し、障害者の自立と参加を目指す障害者施策の理念。

（5）同和問題

国の同和対策事業特別措置法等による同和行政により、地域の生活環境改善を

中心に一定の成果が図られました。しかし今もなお、福祉、教育、就労などソフト面の課題が存在しているとともに同和地区に対する偏見や差別意識があるなど、依然として同和問題が解決したとは言えない状況があります。

町においては、国の同和対策審議会答申、大阪府の同和対策審議会答申の精神を基本とし、国の特別措置法等に基づき積極的な同和対策事業を実施してきました。しかしながら、2000（平成12）年に実施した「同和問題の解決に向けた実態調査」の結果では、「できれば地区外に引越したい」と回答した16.1%（42名）のうち、「この地区に住んでいると差別を受けるかもしれないから」と回答した人が38.1%（16名）に上っており、差別の解消は十分進んでいるとはいえない状況にあります。

国の特別措置法が失効した2002（平成14）年3月に豊能町人権問題審議会から「豊能町における今後の同和問題の解決に向けた施策のあり方について」の答申を得て、本町における同和行政の取り組みの指針として、一般施策を活用した事業を推進しています。

今後とも、部落差別が現存する限り同和行政は積極的に推進されなければなりません。新たな人権行政を構築しながら、その一環としての同和行政を推進していくためには、部落差別の現実をしっかりととらえ、被差別当事者等とも連携した取り組みを図っていきます。

（6）外国人

国際化が進む中で、最近渡日してきた外国人などが、言語、習慣、文化等の違いから就労時や入居時の差別の問題などがあります。また、歴史的経緯により韓国・朝鮮人が多く日本で居住していますが、法律等制度上の制約等の問題も存在します。

町においては、外国人登録者数は、102名（2006（平成18）年2月末現在）で、人口に占める割合は約0.4%となっています。

町の教育等の面においては、学校などが町内にある国際的 N G O 組織の（財）オイスカ関西研修センターと交流を図るなど、国際理解のための交流事業を実施しています。

今後は、町民が国籍や民族的、文化的背景から発生するさまざまな文化、習慣、価値観の違いを認め合うため、交流等の国際理解のための事業を推進していきます。

（ 7 ）さまざまな人権課題

現在の日本では、これら以外にもさまざまな人権課題があります。

H I V やハンセン病等の感染症についての正しい知識や理解の不足からの偏見により、本人及びその家族などが差別を受けている事例が少なくありません。

犯罪被害者やその家族などは、犯罪行為による直接的な被害だけでなく、その後のプライバシー侵害などさまざまな二次的被害を受けるなど、人権が侵害される場合があります。また、刑を終えて出所した人や、犯罪者の家族へのプライバシーの侵害、偏見等の問題もあります。

最近の経済的不況や家族問題などから、野宿生活を余儀なくされるに至った人々、性的マイノリティとされる人々（注6）、アイヌの人々などに対するさまざまな人権の課題があります。また、情報化社会の発展による発信者の匿名性を利用したインターネットのホームページ等での差別落書きやプライバシーの侵害等、新たな人権課題が発生しています。

今後、町としても、国や府などの動向を把握をしながら、これらの人権課題の解決に向けた対応に努めます。

（注6）「性的マイノリティとされる人々」

社会において、異性愛を自明のこととし同性愛者をマイノリティとする見方が支配的であり、また、性同一性障害者、インターセックス（先天的に身体上の性別が不明瞭であること）の人々を含む総称として用いる。

推進にあたって

(1) 庁内の推進体制

これまで見てきました人権の個別的な課題の解決のための施策を、豊能町ではそれぞれの課題ごとに行ってきました。しかし、人権課題はより多様化、複雑化する傾向にあり、個別的な取り組みのみでは困難なケースもあります。本人権行政基本方針の理念である「すべての町民の基本的人権が尊重される差別のない明るく住みよいまちの実現」に向け、より多様化、複雑化する人権課題の解決のため、あらゆる行政分野の連携によって、総合的で実効性のある施策が実施されなければなりません。このため、既存の推進体制の見直しを行い、更に全庁的な組織の活性化を図ります。

(2) 職員の人権意識の向上

行政が行うすべての施策は、町民の生命・財産・安全を守り、住みよく・やさしいまちづくりと暮らしの向上を目指すものです。これは、基本的人権がより保障された社会の実現を目指しているともいえます。したがって、あらゆる行政分野において、すべての職員が人権課題に対し正しい理解と認識を持ち、人権を尊重する視点に立った施策を推進することが必要であるため、今後とも体系的な人権研修を行うなど、職員の人権意識の向上を図ります。

(3) 町民・関係団体等との協働関係の構築

町民一人ひとりが人権尊重の意識を持ち、人権課題を解決するためには、行政の施策はもとより、町民・関係団体の理解と協力が必要です。町内各自治会及び関係団体で組織する豊能町人権まちづくり協会は、町民ぐるみで人権意識の普及高揚に関する啓発活動を行い、あらゆる人権が尊重される住みよい町づくりの実

現に寄与することを目的としている団体です。より効果的な人権施策の推進のためには、町がこのような住民が参画している団体との連携を一層深め、今後更に、協働関係の構築のため、団体の組織や機能が充実するよう町としてもその支援をに努めます。

また、国をはじめ府、府内市町村においても人権に関する様々な施策が実施されており、これらの関係行政機関が実施している人権施策とも連携を図りながら町の施策を推進していきます。

資 料

豊能町人権尊重のまちづくり条例

平成9年12月25日

条例第25号

(目的)

第1条 この条例は、国際的な人権尊重の潮流を踏まえ、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられず、法の下に平等である」ことを定める日本国憲法及び「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」ことを定める世界人権宣言を基本理念として、部落差別や女性、障害者、在日外国人、高齢者、子どもなど、あらゆる差別をなくし人権意識の高揚を図り、すべての町民の基本的人権が尊重される差別のない明るく住みよいまちの実現に寄与することを目的とする。

(町の責務)

第2条 町は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、町民の自主性を尊重し、人権意識の高揚に努めるものとする。

(町民の責務)

第3条 すべての町民は、相互に基本的人権を尊重し、人権擁護に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の推進)

第4条 町は、人権擁護の諸施策を総合的かつ計画的に推進するよう努めるものとする。

(啓発活動の充実)

第5条 町は、町民の人権意識の高揚を図るため、啓発媒体の活用、人権関係団体等との協力及び指導者の育成強化など、啓発事業の取り組みと組織の充実に努め、あらゆる差別を許さない世論の形成や人権擁護の社会的環境の醸成を促進するものとする。

(意識調査等の実施)

第6条 町は、前2条の施策の策定及び推進に反映させるため、必要に応じ、意識調査等を行うものとする。

(推進体制の充実)

第7条 町は、あらゆる差別をなくす施策を効果的に推進するため、国及び大阪府並びに人権関係団体等との連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(審議会)

第8条 町は、第6条の調査その他人権擁護に関する重要事項を調査審議する機関として、豊能町人権問題審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の運営に関する事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成10年1月1日から施行する。ただし、第8条の規定は、平成11年4月1日から施行する。

豊能町人権行政基本方針

編集・発行 2006（平成18）年3月

豊能町 総務部 自治人権課

〒563 - 0292

大阪府豊能郡豊能町余野414番地の1

電話072 - 739 - 0001（代表）